

## すべての児童が大切にされる学校をめざして ～いじめ防止基本方針として～

海老名市立柏ヶ谷小学校

### <めざす児童像>みんな柏っこ

- か かしこく
- し しなやかに
- わ わたしらしく
- が がっこうだいすき
- や やさしくえがおで

「自分が大切」と思える児童を育てます

「友だち・先生がすき」と思える学級づくりをします

「すべての児童が大切にされる学校」をめざします

本校では、上記の具現化をめざし、全職員で児童の健全育成をめざします。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法と「いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針」※1および、いじめ対応マニュアル「いじめへの対応～いじめのない学校を目指して～」※2に基づき、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を次の通り行います。

※1海老名市教育委員会発出、平成27年4月

※2海老名市教育委員会発出、平成24年9月

### 1 いじめに関する基本的な考え方

- いじめの予防に向け、すべての児童が認め合える学級集団づくりを、児童・保護者とともにめざします
- 児童・保護者とともに、いじめの早期発見に努め、いじめの早期解決をめざします
- いじめの事実が確認された場合は、学校全体で対応にあたります
- いじめの事実が確認された際は、迅速に、家庭や地域、関係機関との連携を密にし、児童を多くの目で見守ることができるような、コミュニティーの中心となれる学校をめざします

### 2 いじめに対する取り組み

#### (1) いじめの予防に向けて（いじめを起こさない学級集団づくりを目指して）

- 児童・保護者とともに、一人ひとりを大切にし、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権について理解を深めるために、地域保護者とともに指導・支援の充実に努めます
- めざす児童像の「し」なやかにを実現させるため、児童・保護者とともに、違いを認め合える学級づくりをめざします
- 毎年4月に、本方針及び海老名市の方針等を確認します
- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導・支援の充実に努めるため、毎年、全職員で研修を実施します
- 職員間の情報共有に努め、児童の実態を把握します
  - ・いじめに関するアンケート等の活用によって、児童及び集団の実態把握をし、個別相談等に活用します。
  - ・保護者との連絡を密に行い、情報を共有します。

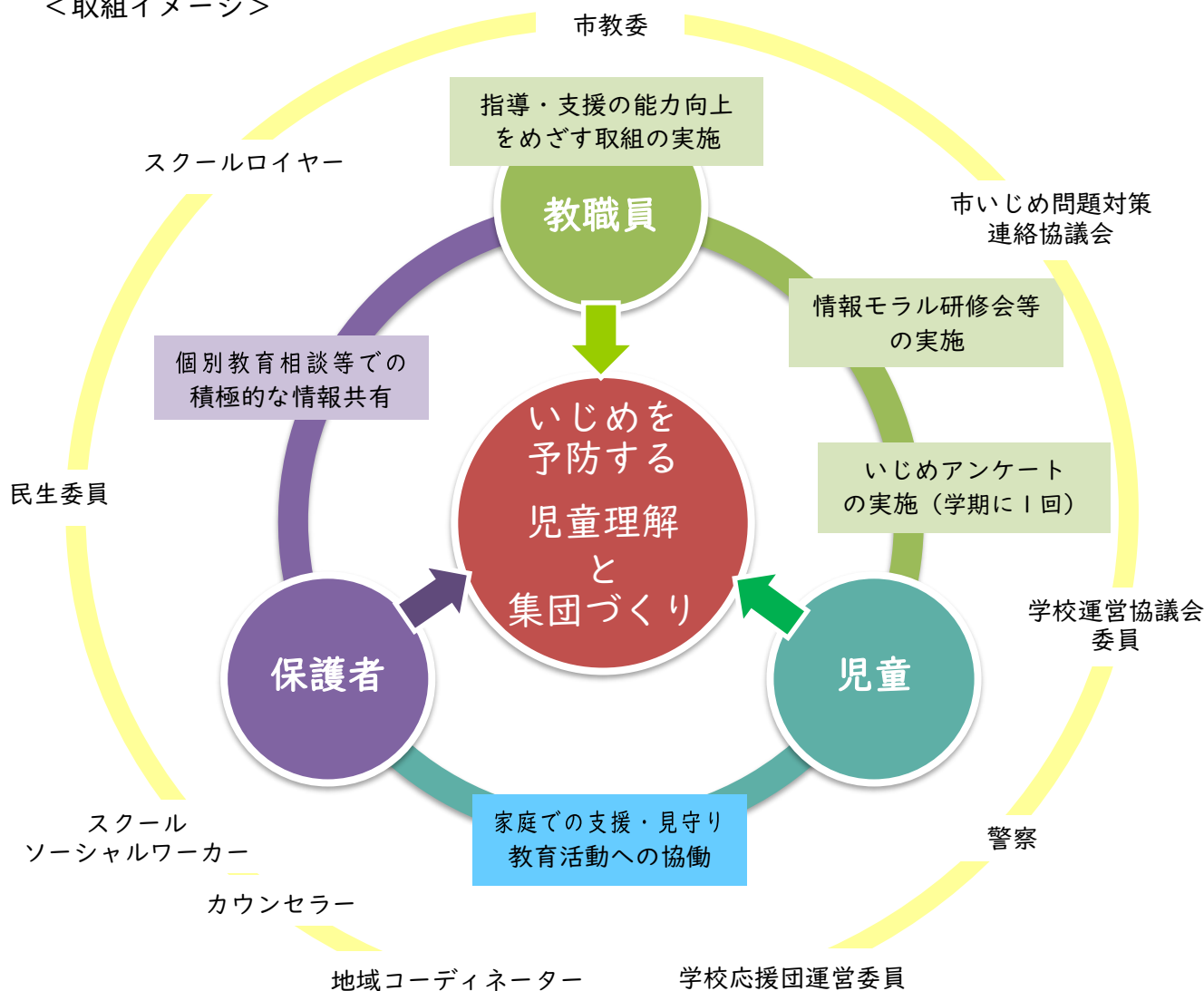
## (2) いじめの早期発見，早期解決に向けて

- 校内チームで対応します
  - ・いじめに関するアンケート調査の結果やいじめに係る相談を受けた場合は，学年職員や関係職員，必要に応じて全校職員で情報を共有します。
  - ・いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実確認をします。
  - ・いじめの事実が確認された場合は，いじめに関わる児童及びその保護者に対する指導と支援，助言を行います。
  - ・互いを助け合う集団の在り方を検討し，学級及び学年集団全体を見直します。
- 児童，教職員，保護者で一緒に考えます
  - ・いじめを把握し，解決を図るために，児童，保護者と連携し，必要な情報を共有しながら協働して，一緒に考えていきます。
- 関係諸機関との積極的な連携をはかります
  - ・必要に応じて，海老名市教育委員会，警察署等関係諸機関と連携して対処します。

## (3) インターネット上のいじめへの対応として

- ・発信された情報が急速に広がってしまうことや発信者の匿名性など，インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて，インターネット上のいじめを防止し，児童及び保護者が効果的に対処できるように，情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

### <取組イメージ>



### 3 いじめの事実が確認された場合の具体的な対応

#### (1) 「いじめ防止対策委員会【通常】」、「いじめ防止対策委員会【臨時】」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会【通常】」を設置し、月に1回程度開催します。なお、いじめに関する相談や通報があった場合は、すみやかに事実を確認し、必要に応じて、「いじめ防止対策委員会【臨時】」を設置し、いじめ事案への対応検討・決定を行います。

#### ○「いじめ防止対策委員会【通常】」の構成

管理職、教育相談コーディネーター、児童指導担当、児童指導グループの職員など、当日、参加可能な教職員

#### ○「いじめ防止対策委員会【臨時】」の構成

管理職、教育相談コーディネーター、児童指導担当、児童指導グループの職員、該当学年職員ほか

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者（PTA、地域コーディネーター、学校応援団運営委員、学校運営協議会委員、民生委員、小学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど）の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

※必要に応じて、海老名市いじめ問題対策連絡協議会とも連携を図ります。

#### ○活動内容

- ・いじめ防止等の内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間や学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、海老名市教育委員会を通じて市長へ報告し、海老名市教育委員会と協議の上、「いじめ防止対策委員会【重大事態への対処時】」を緊急対応チームとして機能させ、児童・保護者・学校は、全面的に協力するように努めます。

\* 参考 「いじめ防止対策推進法」(抜粋)

(いじめの定義) いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

(いじめの禁止) いじめ防止対策推進法第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務) いじめ防止対策推進法第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) いじめ防止対策推進法第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。